



許可番号 第00100101826号

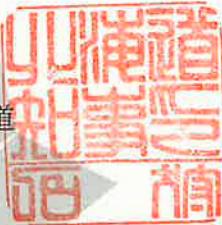
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター 代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日

令和6年(2024年)5月25日

許可の有効年月日

令和10年(2028年)6月2日

1. 事業の範囲

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。以上、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。積替保管なし。以下余白。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年(2024年)5月25日 変更許可(石綿含有産業廃棄物の追加。)

5. 積替え許可の有無 寸・無

※当欄は、北海道内政令市における積替え許可の有無を示している。

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 寸・無

令和6年(2024年)5月24日 許可証交付

(石狩振興局)



許可番号 00201101826

産業廃棄物収集運搬業許可証

愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 宮下宗一郎

許可の年月日 令和6年5月2日

許可の有効年月日 令和10年4月20日



1. 事業の範囲

産業廃棄物の種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）			
燃え殻	×	動物系固形不要物	×
汚泥	○	ゴムくず	×
廃油	○	金属くず	○
廃酸	×	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○
廃アルカリ	×	鉱さい	×
廃プラスチック類	○	がれき類	○
紙くず	○	家畜ふん尿	×
木くず	○	家畜の死体	×
繊維くず	○	ばいじん	×
動植物性残さ	×	政令第2条第13号廃棄物	×
上記のうち			
自動車等破碎物であるもの	×	水銀使用製品産業廃棄物であるもの	○
石綿含有産業廃棄物であるもの	○	水銀含有ばいじん等であるもの	×
備考			

○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの ×：取り扱わないもの

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当無し

3. 許可の条件
無し

4. 許可の更新又は変更の状況
令和5年4月21日 新規許可
令和6年5月2日 変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類）

5. 積替え許可の有無 無
市名 — 許可番号 —

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

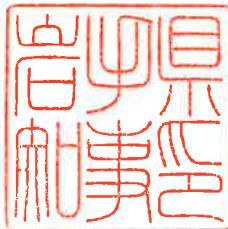
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社テルスター 代表取締役 落昌司
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達増拓也



許可の年月日 令和6年5月27日

許可の有効年月日 令和9年1月11日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

令和4年1月12日 当初許可

令和6年5月27日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類について、石綿含有産業廃棄物を含む旨追記したこと。）

以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無

以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白



許可番号 00400101826

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2
名 株式会社テルスター
〔 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 〕 代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村井嘉浩



許可の年月日 令和6年3月28日
許可の有効年月日 令和8年6月9日

1 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 以上9種類
(これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破碎物を除く。以下余白)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和3年6月10日許可

令和6年3月28日変更許可（「石綿含有産業廃棄物」の追加）

5 積替え許可の有無 無6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久

許 可 の 年 月 日 令和5年3月8日

許可の有効年月日 令和10年3月7日



1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、イ 廃油、

ウ 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、エ 紙くず、オ 木くず、

カ 繊維くず、キ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

ク ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、

ケ がれき類 以上9品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月8日 新規許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無
以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可証

愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2
株式会社テルスター
代表取締役 落昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 令和 6年 6月 26日

許可の有効年月日 令和 10年 4月 17日

1 事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	×		金属くず	○	
汚泥	○		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	
廃油	○		鉱さい	×	
廃酸	×		がれき類	○	
廃アルカリ	×		動物のふん尿	×	
廃プラスチック類	○		動物の死体	×	
紙くず	○		ばいじん	×	
木くず	○		政令第2条第13号に規定する産業廃棄物	×	
繊維くず	○		自動車等破碎物	×	
動植物性残さ	×		石綿含有産業廃棄物	○	
動物系固形不要物	×		水銀使用製品産業廃棄物	○	
ゴムくず	×		水銀含有ばいじん等	×	

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

[備考] 表中の「○」は取扱うことができるもの、「◎」は積替え及び保管を行うことができるもの、「×」は取扱うことができないものを示す。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 5年 4月 18日

許可

令和 6年 6月 26日

事業範囲の変更許可

5 積替え許可の有無

有

・

無

市名

許可番号

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

・

無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第00707101826号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター
代表取締役 落昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅雄



許可の年月日

令和6年6月3日

許可の有効年月日

令和8年8月23日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①汚泥②廃油③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥纖維くず⑦金属くず⑧ガラスくず、
コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器
くず⑨がれき類

（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物、
水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上9種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管
を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

* * * * *

3 許可の条件

* * * * *

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 令和3年8月24日

変更許可年月日 令和6年6月3日（石綿含有産業廃棄物の取扱いの追加）

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

様式第七号（第十条の二関係）

13433

許可番号 00801101826

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社 テルスター

代表取締役 落 昌司

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

茨城県知事 大井川和彦



許可の年月日 令和6年1月26日

許可の有効年月日 令和8年11月7日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）

積替え保管を除く：汚泥(*4) (*6) (*7)、廃油(*5)、廃プラスチック類(*1) (*4) (*6)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(*1) (*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*1) (*4) (*6)、がれき類(*4)

以上9種類

（※）記載品目については、(*1) 自動車等破碎物を除く、(*4) 石綿含有産業廃棄物を含む

(*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(*6) 水銀使用製品産業廃棄物を含む

(*7) 水銀含有ばいじん等を除く

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
令和3年11月8日	新規許可		
令和6年1月26日	変更許可（品目の追加）		
	以下余白		

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名 許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 00900101826

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社 テルスター
代表取締役 落昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事

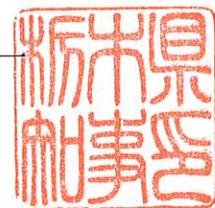
福田富一

許可の年月日

令和5(2023)年4月25日

許可の有効年月日

令和10(2028)年4月24日



1. 事業の範囲

(1) 営業の種別

収集・運搬(積替えを除く。)



(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨)

① 積替えを除くもの。

- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)
- ・がれき類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成30(2018)年4月25日
更新許可 令和5(2023)年4月25日

5. 積替え許可の有無 有(無)

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有(無)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター

代表取締役 落昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日

令和 5年 3月22日

許可の有効期限

令和10年 3月21日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①汚泥、②廃油、③廃プラスチック類、④紙くず、⑤木くず、⑥繊維くず、⑦金属くず、⑧ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑨がれき類（以上9種類）

※①については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※③については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑦については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑧については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑨については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成30年 3月22日 新規許可

令和 3年 1月 18日 変更許可
令和 5年 3月 22日 更新許可
令和 5年 8月 30日 変更許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 5年 9月27日

許可の有効年月日 令和 9年 5月 7日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

汚泥(*) (#1)

廃油

廃プラスチック類(*) (#1)

紙くず

木くず

繊維くず

金属くず (#1)

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*) (#1)

がれき類(*)

以上9種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成24年 5月 8日	指令産廃第7-682号	新規許可
平成29年 5月26日	指令産廃第9-38号	更新許可
令和 4年 6月24日	指令産廃第9-50号	更新許可
令和 5年 7月 4日	指令産廃第8-10号	変更許可（6種類の追加）
令和 5年 9月27日	指令産廃第8-70号	変更許可（4種類で石綿含有産業廃棄物の追加）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

(以下余白)

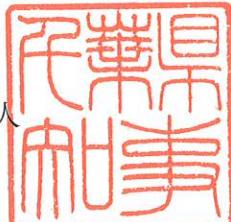
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社 テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和4年4月25日

許可の有効年月日 令和9年4月24日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む），イ 廃油，ウ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破碎物を除く），エ 紙くず，オ 木くず，カ 繊維くず，キ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破碎物を除く），ク ガラスくず，コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み，自動車等破碎物を除く），ケ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」，「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物，水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成24年4月25日 新規許可

令和4年4月25日 更新許可

令和5年7月10日 変更許可（6品目の追加）

令和5年10月5日 変更許可（限定の解除）

4. 積替え許可の有無 対・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 対・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14条第1項

の許可を受けた者であることを証する。

第14条の2第1項

東京都知事

許可の年月日

令和 4年 3月 12日

許可の有効年月日

令和 9年 3月 11日



小池百合子

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上 9 種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 24年 3月 12日 新規許可

令和 4年 3月 12日 更新許可 第 2 回

令和 5年 10月 6日 変更許可 種類の追加（廃油）、石綿含有（無→有）

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社テルスター

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和4年6月21日
 (初回許可年月日 平成24年5月23日)
 許可の有効年月日 令和9年5月22日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
 汚泥（※1※2）、廃油、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず、繊維くず、
 金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、
 がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年9月22日 変更許可（品目の追加：廃油、また汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類について（石綿含有産業廃棄物を含む）を追加）

令和4年6月21日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

許可番号 01509101826

産業廃棄物収集運搬業許可証

愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

株式会社 テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 5年 3月27日

許可の有効年月日 令和10年 3月13日

1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃油、金属くず（自動車等破碎物を除く。）（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 平成30年 3月14日
- ・更新許可年月日 令和 5年 3月27日
- ・変更許可年月日 令和 6年 7月19日

(汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃油（以上、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）の追加)

(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（以上、自動車等破碎物を除く。）、がれき類の「石綿含有産業廃棄物を除く。」を「石綿含有産業廃棄物を含む。」に変更)

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

（令和 5年 3月27日 更新許可）

有

（令和 6年 7月19日 變更許可）

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2
 氏 名 株式会社テルスター
 (法人にあっては、名称 代表取締役 落 昌司
 及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

富山県知事 新田 八朗



許可の年月日 令和6年9月25日
 許可の有効年月日 令和11年9月24日

1. 事業の範囲

収集運搬（積替え・保管を除く。）

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず
 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
 （これらのうち自動車等破碎物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、
 水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等であるものを除き、
 特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
 （以上9種類）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

令和元年9月25日 収集運搬 【新規許可】 許可番号 01601101826
 令和6年6月24日 収集運搬 【変更許可】 許可番号 01601101826

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

備考

- 1 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。
- 2 この許可の効力は富山県の全区域に及ぶ。



許可番号第 01709101826 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目 19 番地の 2

氏 名 株式会社テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

石川県知事 駆



許 可 の 年 月 日 令和 6 年 1 月 8 日

許可の有効年月日 令和 11 年 1 月 7 日

1. 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥^{*1}

廃油

廃プラスチック類^{*2}

紙くず

木くず

繊維くず

金属くず^{*2}

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず^{*2}

がれき類

(*1 : 水銀含有ばいじん等であるものを除く。)

(*2 : 自動車等破碎物であるものを除く。)

これらのうち石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む以上 9 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ
積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げること
ができる高さ
な し

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 元年 1 月 8 日 新 規 令和 6 年 5 月 17 日 変 更
令和 6 年 1 月 8 日 更 新

5. 積替え許可の有無 無

市名 一 許可番号 一

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター 代表取締役 落 昌司
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日
許可の有効年月日

令和6年11月20日
令和11年11月19日

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、「ガラスくず」、
コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び
陶磁器くず」、がれき類 以上9種類

（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（自動車等破碎物、水銀含有ばいじん等を除く。）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは 保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 令和元年11月20日 新規許可

(2) 令和6年5月27日 変更許可

・取り扱う産業廃棄物の種類に廃油、「石綿含有産業廃棄物を含む」を追加

(3) 令和6年11月20日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有



許可番号 2009101826

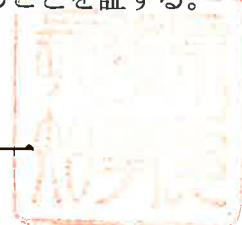
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2
氏 名 株式会社テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿 部 守 一



許可の年月日 令和5年3月7日

許可の有効年月日 令和10年3月6日

1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○: 取り扱うもの ◎: 積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破碎物
汚泥	-	○	○	-	-
廃油	-	-	-	-	-
廃プラスチック類	-	○	-	-	-
紙くず	-	-	-	-	-
木くず	-	-	-	-	-
繊維くず	-	-	-	-	-
金属くず	-	-	○	-	-
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-	○	○	-	-
がれき類	-	○	-	-	-

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

- 平成30年3月7日 新規許可
- 令和5年3月7日 更新許可
- 令和6年3月1日 変更許可

種類の追加 汚泥(石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃油
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類に「石綿含有産業廃棄物を含む。」を追加

5 県内の政令市における積替え許可の有無

有 無

市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

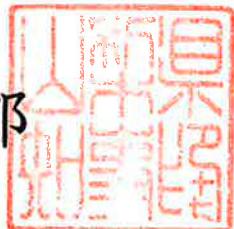
住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター

(法人にあつては名称
及び代表者の氏名) 代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 長崎 幸太郎



許可の年月日 令和5年4月16日

許可の有効年月日 令和10年4月15日

1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	<p>汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、がれき類</p> <p>以上9種類</p> <p>※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を含まない。</p> <p>上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。</p>
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

3 許可の条件

無し

4 許可の更新・変更の状況

平成30年 4月16日	新規許可
令和5年 5月16日	許可の更新
令和6年 2月 7日	事業範囲変更許可(取り扱える産業廃棄物の種類の追加、限定解除)

5 積替え許可の有無

有 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 無

許可番号 02100101826

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 5年 7月 4日

許可の有効年月日 令和 7年 6月 1日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

汚泥、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記4品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油

以上 9種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成27年 6月 2日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

令和 2年 6月 2日 産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

令和 5年 7月 4日 産業廃棄物収集運搬業許可（変更）

5 積替え許可の有無 有 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社 テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事 川勝 平太



許可の年月日 令和2年7月28日

許可の有効年月日 令和7年7月27日

1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、汚泥（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、紙くず、木くず、繊維くず

以上 9品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年 7月28日 新規許可
令和2年 7月28日 更新許可
令和5年 8月18日 変更許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号第 02300101826 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

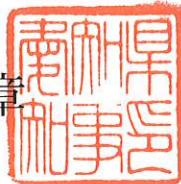


住 所 名古屋市昭和区吹上町二丁目 19 番地の 2

氏 名 株式会社 テルスター
代表取締役 落 昌司 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 5 (2023) 年 8 月 9 日
許可の有効年月日 令和 10 (2028) 年 2 月 19 日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 9 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 15 年 2 月 20 日 新規許可
平成 20 年 3 月 26 日 更新許可
平成 25 年 3 月 13 日 更新許可
平成 30 年 3 月 16 日 更新許可

許可番号第 02300101826 号

令和 5 年 3 月 1 日 更新許可

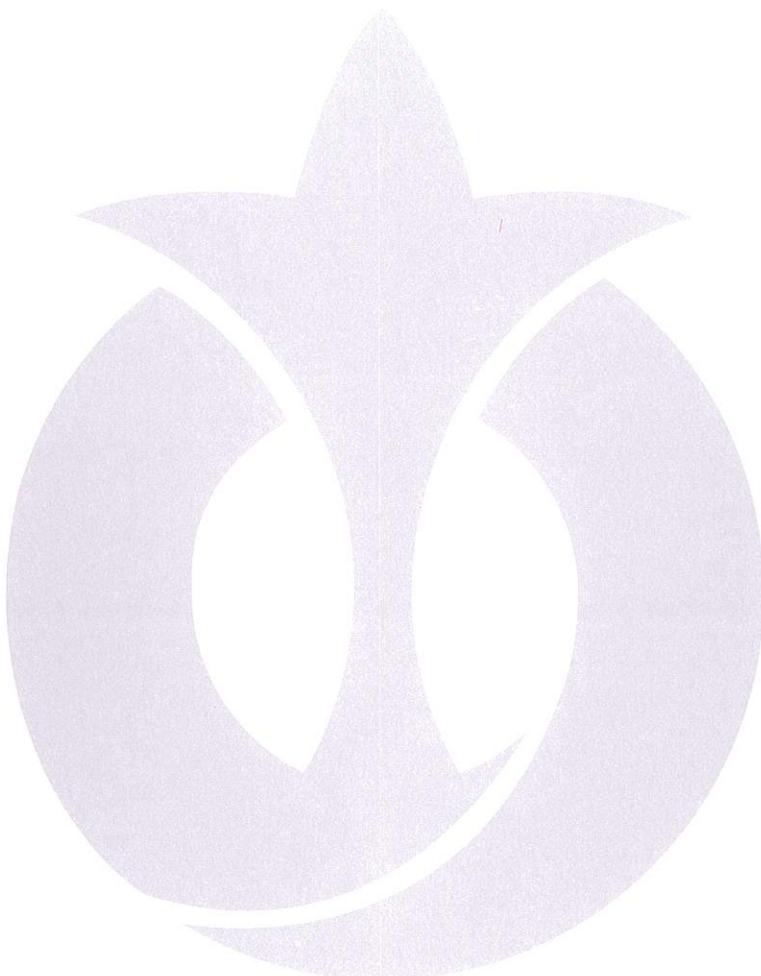
令和 5 年 8 月 9 日 変更許可

5 積替え許可の有無

有 · 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

有 · 無

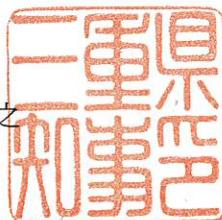


産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2
 氏 名 株式会社テルスター
 代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和5年12月5日
 許可の有効年月日 令和8年12月21日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、
 金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

廃油、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上9種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去
 に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又 は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積 替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年12月22日	新規許可	平成30年2月23日	変更許可
平成23年12月22日	更新許可	令和3年12月22日	更新許可
平成28年12月22日	更新許可		

5. 積替え許可の有無

市名 —

許可番号 —

6. 規則第10条の9第2項の規定による許可証の提出の有無

有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター
代表取締役 落昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年月日 令和 2 年 7 月 15 日

許可の有効年月日 令和 7 年 7 月 14 日



1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

産業廃棄物の種類

汚泥（無機性汚泥に限る。）／廃油／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物

（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 9項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 27 年 7 月 15 日 新規許可

令和 2 年 7 月 15 日 更新許可

令和 5 年 8 月 28 日 変更許可（6項目、石綿含有産業廃棄物の追加）

5. 積替え許可の有無 無 市名 — 許可番号 —

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊



許可の年月日 令和5年10月6日

許可の有効年月日 令和7年7月5日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥
- ②廃油
- ③廃プラスチック類（自動車等粉碎物を除く。）
- ④紙くず
- ⑤木くず
- ⑥繊維くず
- ⑦金属くず（自動車等粉碎物を除く。）
- ⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等粉碎物を除く。）
- ⑨がれき類

以上9種類（これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年7月6日：当初許可

令和2年7月6日：更新許可

令和5年6月22日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：①②④⑤⑥⑨）

令和5年10月6日：変更許可（事業の範囲の変更：石綿含有産業廃棄物の追加）

5. 積替え許可の有無 有・

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 (有)・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項及び第14条の2第1項の許可を受けた者
であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和2年6月23日

許可の有効年月日 令和7年6月22日

1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
- 2 廃油
- 3 廃プラスチック類
- 4 紙くず
- 5 木くず
- 6 繊維くず
- 7 金属くず
- 8 ガラスくず
- 9 がれき類

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品産業廃棄物を含む 水銀含有ばいじん等を除く
以上9種類

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成27年6月23日 当初許可

令和2年7月21日 更新許可

令和5年10月24日 変更許可

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白



許可番号 第 02803101826 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 斎藤元彦

許可の年月日 令和2年7月14日

許可の有効年月日 令和7年7月13日



1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業(積替え・保管を含まない)

取扱産業廃棄物の種類

1. 汚泥(水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。)
2. 廃油
3. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)
4. 紙くず
5. 木くず
6. 繊維くず
7. 金属くず
8. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む。)
9. がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 9 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

3. 許可の更新又は変更の状況

平成27年7月14日 新規許可

令和2年7月14日 更新許可

令和5年8月16日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)

令和5年11月17日 変更許可(取扱産業廃棄物の追加)

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の9第2項の規定による許可証の提出の有無 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2 第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和5年 2月20日

許可の有効年月日 令和10年 2月19日

1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)

※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新または変更の状況

平成25年 2月20日 新規許可、
平成30年 2月20日 更新許可、
令和5年 2月20日 更新許可、
令和6年 1月12日 変更許可(6品目追加(汚油紙木繊工)、石綿含むに変更)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

名 称 株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事

岸 本 周 平



許 可 の 年 月 日 令和 5年12月28日

許 可 の 有 效 年 月 日 令和10年 2月17日

1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- | | |
|-------------|----------|
| 1) 汚泥 | 6) 繊維くず |
| 2) 廃油 | 7) 金属くず |
| 3) 廃プラスチック類 | 8) ガラスくず |
| 4) 紙くず | 9) がれき類 |
| 5) 木くず | |

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるもの
なし

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの
1) 3) 8) 9)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設 なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 2月18日 新規許可
令和 5年 2月20日 更新許可

平成30年 3月 5日 更新許可

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鳥取県知事 平井 伸治



許可の年月日 令和6年1月14日

許可の有効年月日 令和11年1月13日

1. 事業の範囲

	取り扱うことができる産業廃棄物の種類	積替え保管の有無
(1)	汚泥	一
(2)	廃油	一
(3)	廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）	一
(4)	紙くず	一
(5)	木くず	一
(6)	繊維くず	一
(7)	金属くず（自動車等破碎物を除く。）	一
(8)	ガラスくず等（自動車等破碎物を除く。）	一
(9)	がれき類	一
・以上9品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。 ・(1)、(3)、(8)及び(9)にあっては石綿含有産業廃棄物であるものを含む。 ・(1)、(3)、(7)及び(8)にあっては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。		

(備考)

- ・「一」は積替え保管ができないものを示す。
- ・「ガラスくず等」とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年1月12日 更新許可及び変更許可（品目の追加（汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類））

5. 積替え許可の有無

鳥取市 有 · 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 · 無



許可番号 03200101826

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

名 称 株式会社 テルスター

代表取締役 落 昌 司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

島根県知事 丸山達也



許可の年月日 令和4年12月22日

許可の有効年月日 令和9年12月21日

1. 事業の範囲

事業の区分 積替え・保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず等、がれき類 以上9品目、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

特記事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 令和4年12月22日新規許可
- (2) 石綿含有産業廃棄物を含むに変更することにより令和6年5月27日変更許可

5. 積替え許可の有無

有 - 無

松江市の区域内に係る積替え許可無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 - 無

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2
称 株式会社テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和6年3月14日

許可の有効年月日 令和10年11月20日

1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年11月21日 新規許可
令和5年11月21日 更新許可
令和6年3月14日 変更許可 (石綿含有産業廃棄物の取扱いの開始)

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の9第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	無
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
			取扱う品目	限定がある場合 その内容
1 燃え殻	—		—	
2 汚泥	○		—	
3 廃油	○		—	
4 廃酸	—		—	
5 廃アルカリ	—		—	
6 廃プラスチック類	○		—	
	自動車等破碎物	—	—	
7 紙くず	○		—	
8 木くず	○		—	
9 繊維くず	○		—	
10 動植物性残さ	—		—	
11 動物系固形不要物	—		—	
12 ゴムくず	—		—	
13 金属くず	○		—	
	自動車等破碎物	—	—	
14 ガラスくず等	○		—	
	自動車等破碎物	—	—	
15 鉱さい	—		—	
16 がれき類	○		—	
17 動物のふん尿	—		—	
18 動物の死体	—		—	
19 ばいじん	—		—	
20 産業廃棄物処理物	—		—	
21 輸入廃棄物	—		—	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物 が含まれるかどうか	含む	—
水銀使用製品産業廃棄物 が含まれるかどうか	含む	—
水銀含有ばいじん等 が含まれるかどうか	含まない	—

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

- ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
- ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2
氏名 株式会社 テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎英彦



許可の年月日 令和5年12月9日
許可の有効年月日 令和10年12月8日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず及びがれき類（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、鉛蓄電池の電極、廃容器包装、自動車等破碎物、水銀含有ばいじん等、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年11月3日 更新許可
令和6年3月14日 変更許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 一 許可番号 一

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 第03500101826号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2
氏 名 株式会社テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 善政



許可の年月日

令和4年12月12日

許可の有効年月日

令和9年12月11日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類

(これらは、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上9種類

(2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年5月13日 変更届 (変更事項: 産業廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物の追加))

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

許可番号 03600101826

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和2年6月12日

許可の有効年月日 令和7年6月8日

1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類

(以上9種類、特別管理産業廃棄物及び自動車等破碎物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年6月9日 新規許可

令和2年6月12日 更新許可

令和6年3月25日 変更許可(汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類及び石綿含有産業廃棄物の追加)

5. 積替え許可の有無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無



許可番号 03700101826

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社 テルスター

代表取締役 落 昌司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

香川県知事 池 田 豊 人



許可の年月日 令和6年3月26日

許可の有効年月日 令和7年5月24日

1. 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無: 積替え又は保管を含まず。

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①汚泥②廃油③廃プラスチック類④紙くず⑤木くず⑥繊維くず⑦金属くず⑧ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑨がれき類(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。) 以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

余白

3. 許可の条件

余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年5月25日 (当初許可)

令和2年5月25日 (更新許可)

令和2年12月28日 (変更許可)

令和6年3月26日 (変更許可)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

以下 余 白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

~~第14条第1項~~

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者である
 第14条の2第1項
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許可の年月日

令和2年 6月11日

許可の有効年月日

令和7年 6月10日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え及び保管行為を含ます。）

(産業廃棄物の種類)

燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上10種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年 6月11日（当初許可）

令和2年 6月11日（更新許可）

令和6年 3月21日（変更許可）

廃プラスチック類、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」に石綿含有産業廃棄物を追加、
 燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）以上7種類の追加

(裏面に続く)

(裏 面)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 無



許可番号 03900101826

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 濱田 省司



許可の年月日 令和6年3月19日

許可の有効年月日 令和7年5月 6日

1. 事業の範囲

- (1)事業の区分 収集・運搬（積替え又は保管を除く。）
- (2)取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（*1、*2を含む。）、廃油、廃プラスチック類（*1を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（*2を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（*1、*2含む。）がれき類（*1を含む。）以下余白

※取り扱う産業廃棄物の種類

*1：石綿含有産業廃棄物、*2：水銀使用製品産業廃棄物、*3：水銀含有ばいじん等については、（…を含む。）の記載のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 該当なし

3. 許可の条件

な し

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成27年5月7日 新規許可

令和2年7月2日 更新許可

令和6年3月19日 変更許可（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（*2含む。）を廃プラスチック類（*1を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（*1、*2含む。）に変更。汚泥（*1、*2を含む。）、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類（*1を含む。）の追加）

以下余白

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和6年(2024年)7月10日
許可の有効年月日 令和10年(2028年)3月16日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）

以上9種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月17日 新規許可

令和6年7月10日 変更許可 石綿含有産業廃棄物に係わる産業廃棄物の種類の記載の変更
以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社テルスター 代表取締役 落昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

大石 賢吾

許可の年月日

令和6年 5月 8日

許可の有効年月日

令和9年 1月 6日



1. 事業の範囲

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
(水銀含有ばいじん等を除く。)
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上9種類(積替え・保管行為を含まない。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年 1月 7日 新規許可

令和6年 5月 8日 変更許可(石綿含有産業廃棄物の追加)

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2
氏 名 株式会社テルスター
代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



許可の年月日 令和6年(2024年)4月8日

許可の有効年月日 令和9年(2027年)1月12日

1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○:取り扱うもの ◎:積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破碎物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
汚泥	—	○	—	○	—
廃油	—	—	—	—	—
廃プラスチック類	—	○	—	○	—
紙くず	—	—	—	—	—
木くず	—	—	—	—	—
纖維くず	—	—	—	—	—
金属くず	—	—	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	—	○	—
がれき類	—	○	—	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 令和4年(2022年)1月13日付けで新規許可
- 令和6年(2024年)4月8日付けで事業範囲の変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類として「汚泥」「廃プラスチック類」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」と「がれき類」に「石綿含有産業廃棄物」を追加。）

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏名 株式会社テルスター

代表取締役 落 昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和6年5月14日

許可の有効年月日 令和10年3月9日

1. 事業の範囲

事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

産業廃棄物の種類

汚泥（無機汚泥を含み、有機汚泥を含まない）、廃油、廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、ガラスくず等（廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、がれき類

（以上9種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物 含まない：水銀含有ばいじん等）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月10日 産業廃棄物収集運搬業許可

令和6年5月14日 産業廃棄物収集運搬業変更許可(品目の追加)

5. 積替え許可の有無

有

・無

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

氏 名 株式会社テルスター 代表取締役 落 昌司
(法人にあっては名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許 可 の 年 月 日

令 和 6 年 6 月 6 日

許可の有効年月日

令 和 1 0 年 3 月 2 8 日

1. 事業の範囲

積替え・保管の有無 なし

産業廃棄物の種類

汚泥（※1・※2）、廃油、廃プラスチック類（※1）、紙くず（※1）、木くず（※1）、繊維くず（※1）、金属くず（※2）ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（※1・※2）、がれき類（※1）
以上9種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

以下余白

- ※1 石綿含有産業廃棄物を含む。
※2 水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有・ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
令和5年3月29日 第04503101826号	新規許可
令和6年6月6日 第04503101826号	変更許可 変更内容：取扱品目「石綿含有産業廃棄物」の追加
令和7年2月10日	変更届出 変更内容：事業場所在地の変更 以下余白

(別記)

1 事務所及び事業所の所在地

[事務所] 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2 電話番号：052-745-3443
[事業所] 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番2 電話番号：052-745-3443
群馬県藤岡市中大塚字瀧前975番1 0274-40-2320
東京都葛飾区青戸五丁目190番3
千葉県浦安市今川一丁目25番22

2 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」（平成4年10月26日定め）の規定を遵守すること。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2
氏 名 株式会社テルスター
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 落昌司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和6年 5月24日
許可の有効年月日 令和10年 3月 6日

1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃油、紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上9種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可

令和5年3月7日



変更許可	令和6年5月24日	取り扱う産業廃棄物の種類の「廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）」を「廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）」に、「金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）」を「金属くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）」に、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）」を「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）」に、「がれき類」を「がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「汚泥（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」を「汚泥（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含む。）」に、「紙くず」を「紙くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「木くず」を「木くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に、「繊維くず」を「繊維くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）」に変更
------	-----------	--

- 5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無
- 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無



許可番号第04704101826号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2
 氏名 株式会社テルスター 代表取締役 落 昌司
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

沖縄県知事 玉城 康裕



許可の年月日 令和6年(2024年)9月30日
 許可の有効年月日 令和10年(2028年)5月14日

1. 事業の範囲

種類	取扱	石綿	水銀	種類	取扱	石綿	水銀
燃え殻	-	/	-	動物系固形不要物	-	/	/
汚泥	○	○	-	ゴムくず	-	/	/
廃油	○	/	/	金属くず	○	/	/
廃酸	-	/	-	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	/
廃アルカリ	-	/	-	鉱さい	-	/	-
廃プラスチック類	○	○	/	がれき類	○	○	/
紙くず	○	○	/	動物のふん尿	-	/	/
木くず	○	○	/	動物の死体	-	/	/
繊維くず	○	○	/	ばいじん	-	/	-
動植物性残さ	-	/	/	産業廃棄物の処理物(第13号廃棄物)	-	/	/

これらのうち水銀使用製品産業廃棄物を含み、特別管理産業廃棄物を除く。積替え保管を含まない。

「取扱」欄の「○」は取扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

「石綿」欄の「○」は石綿含有産業廃棄物が含まれること、「-」は石綿含有産業廃棄物が含まれないことを示す。

「水銀」欄の「○」は水銀含有ばいじん等が含まれること、「-」は水銀含有ばいじん等が含まれないことを示す。

2. 許可の条件

- (1) 石綿含有産業廃棄物を運搬する際に袋詰め等の飛散防止策を講ずること。
- (2) 石綿含有産業廃棄物の破碎及び他の廃棄物との混合を行わないこと。ただし、積込みのため、やむを得ず破碎する場合は湿潤化の上、必要最小限の範囲で行うこと。
- (3) 当該収集運搬業に起因した環境に関する苦情等の申し入れがあった場合には、直ちにその原因を調査し、適切な措置を講ずること。

3. 許可の更新又は変更の状況

裏面のとおり

4. 那覇市における積替え許可の有無 有 · 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有 · 無

令和4年6月21日付産業廃棄物収集運搬業許可証(許可番号第01402101826号)

事務所の所在地：愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番地の2

事業場の所在地：愛知県名古屋市昭和区吹上町二丁目19番2

群馬県藤岡市中大塚字瀧前975番1

(裏面)

3. 許可の更新又は変更の状況

令和5年5月15日 新規許可

令和6年9月30日 変更許可

(取扱う産業廃棄物の種類（汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、及びがれき類に係る石綿含有産業廃棄物）の追加）